

退去のしおり



J A 西春日井

令和8年4月版

退去にあたって

退去が決まったら

■ 退去届提出

- ご退去される場合は、1ヶ月以上の予告期間が必要ですので、必ず1か月前までに、退去届を当JAの本支店窓口までご提出ください。なお、退去日が退去受付より1ヶ月に満たない場合は、退去受付日より1ヶ月分の賃料をいただきますのでご承知おさください。

■ 公共料金の精算

- 電気・ガス・水道などの停止届

電 気： 停止日を最寄りの中部電力各営業所へご連絡ください。

なお、停止日は退去確認立会日の夕方をお願いいたします。

精算も忘れずをお願いします。

ガ ス： 電気と同様、ガス会社までご連絡・ご精算ください。

水 道： 開栓と同様に閉栓手続きをお願いいたします。なお、水道閉栓日時は退去確認立会日の夕方としてください。

電 話： 電話にて停止手続きをお願いします。

ネット：入居者様が手配されたネット回線業者へ解約手続きや配線等撤去工事の依頼をお願いします。なお、工事等につきましては、退去検査立会日時までにお済ませください。

※ 退去検査立会日時までに回線撤去工事がされていない場合は、別途費用を徴求させていただきますので、ご注意頂きますようお願いいたします。

その他：新聞停止・市町村役場への転出届、郵便局への転居手続きも忘れずに。損害賠償保険の解約続きも必要となりますので、ご契約の保険会社にてお手続きください。

■ 退去確認立会

- 入居者様のお立ち会いのもと原状回復箇所を確認いたします。なお、入居者様の故意、過失による補修箇所がある場合は、費用負担をお願いいたします。また、その他の修繕範囲については、立合時に室内を確認のうえ、ご判断させていただきます。

■ 工事費精算

- 入居者様のご負担がある場合は、退去後に管理会社より郵送された精算書に基づき、指定の金融機関口座までお振り込みいただきます。
- 返金賃料等がある場合は、原状回復費と相殺し、ご返金いたします。

退去確認

- 退去届に記載されたご指定日に管理会社の指定業者が訪問し、入居者様立ち会いのもと原状回復箇所の確認を行います。このとき、家財が残っていた場合は確認できないことがありますのでご注意ください。
- 退去確認立会時に、契約時にお渡しした鍵(スペアキーがある場合はそれも含めてすべて)と認印をご持参ください。
- 退去検査は、原則、AM10:00～PM4:00まで(12月～2月はPM3:00まで)とさせていただきます。

原状回復工事のご案内

- 退去時に入居者様立ち会いのもと、管理会社の指定業者が原状回復箇所の確認をいたします。
- 入居者様の故意・過失に起因する損傷箇所及び入居者様に変更された箇所については原状回復費用をご請求いたします。
(例:エアコン用電力容量変更、アンペア変更、水栓カランの変更など)
- 入居者様の故意・過失による修理基準は別表によります。
- タバコのヤニによる変色や落書、釘穴、ビス穴等は入居者様の故意・過失とみなします。また、重量物の設置による床材の大きな凹みやキズ、家具などによる引掻きキズ・擦れ跡なども同様です。
- 原状回復工事は管理会社指定業者にて実施します。

解約時の注意事項

- 退去届提出日の1ヶ月後か退去確認立会日のどちらか遅い日まで賃料が発生いたしますので、ご了承ください。
- 契約終了日までにお部屋を明渡ししていただきます。
- 明渡し後、お部屋内及び敷地内に家財・ゴミ等残置物を放置しないでください。残置物があった場合には撤去・処分費をご請求させていただくことがあります。自転車も同様です。
- 契約終了日を超えてお住まいいただくことはできません。万一、明渡しが契約終了日を超えた場合は、損害金をご請求することがあります。
- 退去される月の賃料は、通常どおり振替させていただき、契約終了日以降の賃料は1ヶ月を30日として日割計算した額を返金させていただきます。(10円未満四捨五入)
- 賃料の返金時期は、原則、契約終了日から約1ヶ月程度とします。
- 当JAの貯金口座取引がある場合には、住所変更や解約手続きをお願いいたします。
なお、変更の際の必要書類等はお取引をいただいている当JA本支店窓口へお問い合わせください。
- 家財共済(保険)取引がある場合には住所変更及び目的物の変更、解約のお手続きをお願いいたします。
なお、必要書類等のご契約の保証会社、又は募集店窓口へお問い合わせください。

■ 別表【借主修繕負担表】

価格は令和4年8月1日現在(税別)

| 対象箇所 | 賃借人の故意・過失となる内容及び状況 | 修理方法 | 単位 | 価格(円) |
|--------------|--------------------|--------------|----|---------|
| 畳 | 焼け焦げ・擦り切れ | 表替 | 1帖 | 4,500 |
| | | 表替 | 半帖 | 3,200 |
| 畳処分費 | | | 1帖 | 3,000 |
| 襖 | 破れ・落書 | 張替 | 両面 | 3,000 |
| | | 張替 | 片面 | 2,800 |
| | | 張替 | 天袋 | 2,500 |
| クロス(壁・天井など) | キズ・破れ・ヤニ・落書 | 張替 処理共 | 1m | 1,100 |
| | | 張替 AA級 | 1m | 1,350 |
| クッションフロア | 引掻きキズ・破れ・変色 | 張替 1.8mm 処理共 | 1㎡ | 3,200 |
| フロアタイル | キズ・変色 | 張替 | 1㎡ | 5,500 |
| エアコンクリーニング | 退去時 | | | 12,000～ |
| ハウスクリーニング | 油污れ・カビ・変色・垢の堆積・悪臭 | 1DK | 1式 | 28,000 |
| | | 2DK・1LDK | 1式 | 32,000 |
| | | 3DK・2LDK | 1式 | 35,000 |
| | | 4DK・3LDK | 1式 | 38,000 |
| 鍵シリンダー交換 | 破損・紛失 | シングル・ロータリー | 1式 | 9,000 |
| | | ダブル・ロータリー | 1式 | 13,000 |
| | | シングル・ディンプル | 1式 | 16,000 |
| | | ディンプル・ロータリー | 1式 | 20,000 |
| | | ダブル・ディンプル | 1式 | 24,000 |
| | | セキュリティ用子鍵作成 | 1本 | 2,000 |
| その他備品・設備等 | 破損・紛失 | 修理・取替 | | 実費 |
| 専用庭 | | 除草 | | 実費 |
| 敷地内残置物 | | 撤去処分 | | 実費 |
| ネット回線撤去工事立会料 | 退去後に管理会社が立会を行う場合 | 手続き代行 | 1式 | 5,000 |

※ 入居者様の故意、過失による汚損・破損・毀損に適用する。なお、引越し業者による破損等ものも同様に入居者による物として適用する。

※ 物価や経済情勢により、価格が変動することがあります。正確な金額につきましては、退去立合時にご確認ください。

■ 退去手続スケジュール表

お引越しについて各種必要なお手続きがあります。スケジュールをお立てになるときの参考にしてください。

| | 手続き | 届け人 | 期間 | 届出先 | 手続きに必要な物 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------|--|
| 1ヶ月前 | 退去届 | 原則として 本人 | 退去1ヶ月前 | 管理会社 | ・認印 ・退去届 |
| | ネット回線撤去依頼 | 本人 | なるべく早く | 各窓口 | ・電話連絡 |
| 「退去の6日前 | 住民移動届 住民転出届 | 原則として 本人 | 転出予定日 までに届け出る | 各市町村役場 | ・役所にある所定の届出用紙 ・届出人の印鑑 ・国民健康保険証 |
| | 印鑑登録 | 原則として本人、 代理人の場合には、委任状が必要 | なるべく早く | 各市町村役場 | ・実印 ・所定届出用紙「印鑑廃止届出書」 |
| | 国民年金の住所変更 | 本人 | なるべく早く | 各市町村役場 | ・国民年金手帳 ・印鑑 ・転出証明書 |
| | 国民健康保険 (資格喪失手続き) | 本人 | なるべく早く | 各市町村役場 | ・国民健康保険証 ・印鑑 ・転出証明書 |
| | 福祉関係 乳児医療、児童手当 老人医療など | 本人か親 | なるべく早く | 各市町村役場 | ・印鑑 ・転出証明書 |
| | 転校届 | 本人か親 | いつでも (休日を除く) | 転入学先の 学校長 | ・現在通学中の学校長の成績証明書、在 学証明書 ・転入先の住民票 ・転入先の教育委員会の承諾書 |
| 「退去の5日前 | 運転免許証の 住所変更 | 本人 | なるべく早く (更新1ヶ月前 なら更新時) | 転居先の警察 | ・住民票(同一管内) ・写真(他県からの転入) ・運転免許証 |
| | 郵送物の転送 | 本人 | いつでも (休日を除く) | 現住所の 管轄郵便局 | ・郵便局所定の移転届 |
| | 電話の移転届 | 本人 | いつでも (休日を除く) | 局番なしの 116番 | ・電話局所定の移転届 ・住所を間借りする場合は大家の同意書 ・料金引落銀行変更の場合は、変更届 |
| | 水道料金の精算 | 本人 | 退去確認日の 夕方 | 各窓口 | ・電話連絡可 (一部役所印鑑持参のうえ窓口まで) |
| | ガスの精算 | 本人 | 移転日が 決まったら その前日まで | 各窓口 | ・電話連絡可 (一部役所印鑑持参のうえ窓口まで) |
| | 電気の精算 | 本人 | 退去確認日の 夕方 | 各窓口 | ・電話連絡可 (一部役所印鑑持参のうえ窓口まで) |
| | 当日 | 退去検査 | 本人または 同居人 | | |
| お引越後 | 住所転入届 | 本人 | 転入後 14日以内 | 移転先 市町村役場 | ・役所にある所定届出用紙 ・届出人の印鑑 ・国民年金手帳 ・国民健康保険証 ・母子健康手帳(就学前のお子様) |
| | 自動車の変更登録 | 本人 (代理人は委任状 が必要) | 転入後 15日以内 | 移転先管轄 陸運事務所 | ・車庫証明 ・自動車検査証 ・新住民票 ・実印 ・車 |

■ 連絡先一覧表

市区町村機関

- ・ 豊山町役場:0568-28-0001
- ・ 北名古屋市役所:0568-22-1111
- ・ 清須市役所:052-400-2911

電気(中部電力)

| 使用開始・廃止のお問い合わせ先電話番号 | 電話番号 |
|---------------------|--------------|
| 契約受付センター | 0120-921-691 |

※ インターネットでも手配できます。(<https://www.chuden.co.jp>)

都市ガス(東邦ガス)

| 営業所 | 電話番号 | 供給区域 |
|-------|--------------|------------|
| 北営業所 | 052-902-1111 | 豊山町 |
| 中村営業所 | 052-471-1151 | 西区、北名古屋市 他 |
| あま営業所 | 052-442-5732 | 愛西市、清須市 他 |

※ インターネットでも手配できます。(<https://www.tohogas.co.jp>)

プロパンガス

| 営業所 | 電話番号 | 備考 |
|------------------------|--------------|-----------------------|
| ジェイエイトービス(株) 名古屋営業所 | 0568-23-7732 | 夜間連絡先 0566-99-4956 |
| (株)JA西春日井エナジー | 0568-22-1621 | |
| 新日本ガス(株) 尾張支店 | 0568-77-8105 | |
| 東邦液化ガス(株) 小牧営業所 | 0568-77-8105 | 豊山町、北名古屋市 他 |
| 東邦液化ガス(株) 名古屋営業所 | 052-872-2621 | 名古屋市、清須市 |

水道

| 営業所 | 電話番号 | 供給区域 |
|------------------------------------|---|----------------------|
| 名古屋市上下水道局 ※インターネットでも手配でき ます。 | 052-884-8959 https://www.water.city.nagoya.jp/ | 名古屋市、清須市 北名古屋市久地野 |
| 北名古屋市水道企業団 | 0568-22-1251 | 北名古屋市、豊山町 |
| 清須市役所 | 052-400-2911 | 清須市春日地区 |

警察、消防

| 営業所 | 電話番号 | 管内 |
|------------|--------------|---------------|
| 西枇杷島警察署 | 052-501-0110 | 豊山町、清須市、北名古屋市 |
| 西春日井消防署(東) | 0568-22-2511 | 豊山町、北名古屋市 |
| 西春日井消防署(西) | 052-409-2119 | 清須市 |

ケーブルテレビ

| 営業所 | 電話番号 | 管内 |
|----------------------|--------------|------------------|
| クローバーテレビ | 0120-240-968 | 清須市の一部 |
| スターキャットケーブルネットワーク(株) | 0120-181-374 | 北名古屋市、豊山町、清須市の一部 |

※ 共聴アンテナを含む

西春日井農協本支店窓口

営業時間 : 平日9:00-15:00(土日祝休)

| 営業所 | 電話番号 | 所在地 |
|--------|--------------|------------------|
| 本店 | 0568-23-4001 | 北名古屋市西之保南若11 |
| 西枇杷島支店 | 052-501-9327 | 清須市西枇杷島町末広1 |
| 新川支店 | 052-400-3745 | 清須市寺野郷前63 |
| 阿原支店 | 052-400-3803 | 清須市阿原星の宮66 |
| 清洲支店 | 052-400-3703 | 清須市清洲一丁目15-6 |
| 春日支店 | 052-400-0437 | 清須市春日振方127 |
| 西春支店 | 0568-21-0007 | 北名古屋市石橋郷68 |
| 師勝支店 | 0568-23-2071 | 北名古屋市井瀬木355 |
| 鹿田支店 | 0568-22-5826 | 北名古屋市鹿田清水108-1 |
| 青山支店 | 0568-28-1321 | 西春日井郡豊山町大字青山1346 |

■ 管理会社

ご入居中のことやお手続きにつきまして、何かご不明な点等があれば下記の管理会社連絡先までお問い合わせください。

JA 西春日井 営農部 開発相談課

0568-23-4056

Email: kaihatsu@ja-nishikaugai.com

(受付時間 : 平日9:00-17:00(土日祝休))